日　時：令和８年９月２日（水）13:00～
場　所：個人情報保護委員会　委員会室
出席者：手塚委員長、清水委員、藤本委員、木田委員、藤村委員、小笠原委員、宍戸委員、
新保委員、藤井委員
佐脇事務局長、西中事務局次長、小川審議官、津村審議官、松谷総務課長、
香月参事官、日置参事官、在津参事官、片岡参事官、安蒜参事官

○松谷総務課長　定刻になりましたので、会議を始めます。
本日は、全委員が御出席です。
以後の委員会会議の進行につきましては、手塚委員長にお願いいたします。
○手塚委員長　それでは、ただいまから、第367回個人情報保護委員会を開催いたします。
本日の議題は四つです。
議題１「独自利用事務の情報連携に係る届出について」、事務局から説明をお願いします。
○事務局　独自利用事務の情報連携に係る届出について、御説明いたします。
資料１の大項目１「独自利用事務の情報連携とは」を御覧ください。
独自利用事務とは、番号法第９条第２項の規定に基づき、地方公共団体が条例で定めることで個人番号を利用することができる地方公共団体独自の事務をいいます。
また、同法第19条第９号の規定に基づき、独自利用事務のうち、委員会規則第２条第１項各号で定める要件を満たすと個人情報保護委員会が認めたものについては、ほかの行政機関等に特定個人情報の提供を求める、情報連携を行うことが可能とされております。この独自利用事務の情報連携に係る届出について、委員会規則で定める要件を満たすものとして、現在、1,509団体、13,327件の届出を委員会ウェブサイトで公表しております。
つづいて、大項目２「独自利用事務の情報連携に係る届出について」を御覧ください。
このたび地方公共団体から提出されました、令和９年２月から開始される情報連携に係る届出について、委員会規則で定める要件を満たすか確認いたしました。その結果、106団体から新規の届出が160件、利用特定個人情報の追加等を行う変更の届出が63件、事務の廃止等に伴い情報連携を取りやめる中止の届出が70件の計293件の届出がございました。当該届出について、委員会規則第２条第１項各号に定める要件を満たすことを認め、委員会規則第３条第３項等の規定に基づき、内閣総理大臣へ通知したいと考えております。
なお、今回の届出に係る内閣総理大臣通知後の届出の総数については、届出団体数が1,518団体、届出件数が13,417件となります。
御説明は以上でございます。
○手塚委員長　ありがとうございました。それでは、ただいまの説明について、御質問、御意見をお願いいたします。
よろしいでしょうか。

それでは、特に修正の御意見がないようですので、地方公共団体から提出された届出書について、委員会規則に定める要件を満たすものと認め、内閣総理大臣に通知したいと思いますが、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

事務局においては、所要の手続を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りします。

本議題の資料、議事録及び議事概要については、公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、次の議題に移ります。次の議題は、監督関係者以外の方は退席願います。

（監督関係者以外退席）

○手塚委員長　議題２「監視・監督について」、事務局から説明をお願いします。

（内容について非公表）

それでは、次の議題に移ります。

議題３「令和８年度第１四半期における監視・監督の状況について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局　御説明いたします。

本件は、個人情報保護委員会における監視・監督権限の行使状況及び漏えい等報告の処理状況について、令和８年度第１四半期の状況を対外公表するものでございます。

まず、資料３－１を御覧ください。令和８年度第１四半期における監視・監督権限の行使状況の概要でございます。

まず１ページ目ですが、第１四半期は、公表事案はございませんでした。

つづいて、２ページ目以降に、公表事案以外の監視・監督権限の行使の状況について記載しております。２ページ目を御覧ください。個人情報保護法に基づく指導・助言が計141件あり、そのうち民間事業者は98件を占めております。不正アクセスを原因とする漏えい等事案を中心に安全管理措置の不備等について指導を行っており、不正アクセスによる漏えい等の原因として、ＶＰＮ機器の脆弱性やＥＣサイトを構築するためのアプリケーション等の脆弱性が公開され、対応方法がリリースされていたにもかかわらず事業者が放置していたこと、ＩＤ・パスワードが容易に推測されやすいものとされていたことなどが見受けられました。

また、攻撃種類としては、ブルートフォース攻撃やＳＱＬインジェクション攻撃などが見受けられており、ランサムウェア攻撃も件数としては15件となっております。

また、不正アクセス以外の事案では、個人情報の取得が適正ではなかったものや、複数の漏えい等事案について、漏えい等報告を行っていなかった事案等が見受けられております。

つづいて、３ページ目から17ページ目にかけては、指導を行った具体的な事案を記載

しております。また、18ページ目、19ページ目には、これらの指導の内容別・業種別・人数別の件数を記載しております。

また、20ページ目から、行政機関等への指導・助言の件数等を記載しており、今期の指導・助言の件数は43件になります。マスキング処理が不十分であることや添付ファイル内の保有個人情報の削除の不備による漏えいのほか、誤廃棄・紛失といったヒューマンエラーを原因とする漏えい等事案に対して、安全管理措置の不備等について指導を行いました。

そして、20ページ目から22ページ目にかけて事案の概要を記載しており、23ページ目に内容別・組織区分別・人数別の件数を記載しております。

つづいて、24ページ目になりますが、個人情報保護法に基づく報告徴収、立入検査等の件数は、計１件でございました。

25ページ目からは、マイナンバー法に基づく権限行使の状況について記載しております。指導・助言の件数は、４件でございました。25ページ目に事案の概要を記載しております。

つづいて、26ページ目になりますが、マイナンバー法に基づく報告徴収、立入検査等は、０件でございました。

27ページ目は、過去に公表した事案について、当委員会の指導・助言後の改善策の実施状況の概要について記載しておりまして、今期は令和８年２月に公表した埼玉県所沢市の事案について該当がございます。

まず、指導を行った概要ですけれども、所沢市の元職員が戸籍謄本等の公用申請、住民基本台帳ネットワークシステム及び統合宛名システムを不正に利用し、親族の個人番号を含む個人情報を不正に取得した事案に関して、個人情報保護法及びマイナンバー法に基づく指導を行い、同時に改善策の実施状況について報告徴収等を行っておりました。

その後、報告徴収を受けて所沢市から提出された改善策の実施状況について確認したところ、所沢市は、市の担当部署からまとめて公用申請請求書を発送する場合、宛先それぞれの対象者、本籍地、担当者名、用途を明記した管理簿を作成し、その管理簿を文書番号とひも付けて管理するなどの改善策が実施されておりました。また、改善策の形骸化を防ぐ制度や職員がルールを守る仕組みの構築について、継続的に取り組んでいくことが確認されました。

委員会としては、今後も所沢市が改善策を確実に実施していくことについて、引き続き注視してまいります。

つづいて、資料３－２を御覧ください。令和８年度第１四半期における漏えい等報告の処理状況でございます。

１ページ目ですが、漏えい等報告の処理件数は、個人情報が6,101件、特定個人情報が113件となっております。

２ページ目を御覧ください。個人情報6,101件に関しましては、要配慮個人情報を含む

個人データの漏えい等について、病院や薬局、損害保険会社における誤交付によるものが多くなっております。

つづいて、３ページ目ですが、特定個人情報113件に関しましても、紛失・誤送付等のヒューマンエラーによるものや、不正アクセスによるものが多く見受けられております。

４ページ目以降ですが、個人情報、特定個人情報の処理件数の内訳、詳細を記述しております。

本議題の資料につきましては、本日の委員会で決定いただければ、委員会のホームページに掲載することとしたいと考えております。

説明は以上でございます。

○手塚委員長　ありがとうございました。ただいまの説明について、御質問、御意見をお願いいたします。

よろしいですか。

特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

事務局においては、所要の手続を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りします。

本議題の資料、議事録及び議事概要については、公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、次の議題に移ります。

議題４「令和８年度第１四半期における総合的な案内所（個人情報保護法相談ダイヤル）及びマイナンバー苦情あっせん相談窓口の受付状況について」、事務局から説明をお願いいたします。

○中山企画官　本件は、個人情報保護法相談ダイヤル及びマイナンバー苦情あっせん相談窓口の令和８年度第１四半期における受付状況について対外公表するものです。本報告は、個人の方や事業者、行政機関等がそれらをタイムリーに把握し、個人情報等及び特定個人情報の適正な取扱いの参考とすることができるよう、四半期ごとに対外公表しております。

１ページ目を御覧ください。個人情報保護法相談ダイヤル及びマイナンバー苦情あっせん相談窓口においては、数多くの「苦情」や「質問」に応じております。「苦情」のうち、個人情報保護法やマイナンバー法に定める義務に違反するおそれがあることが明らかであり、個人の権利利益の保護の観点から問題がある事案については、監視・監督権限の行使を担当する部署に情報提供を、また、相談者と事業者等の当事者間で自主的に解決することができず、一定の事由に該当する事案については、相談者と事業者等との間に立って、双方から可能な限り納得を得て解決を促す「苦情あっせん」を行っております。

３ページ目を御覧ください。令和８年度第１四半期における個人情報保護法相談ダイヤ

ル及びマイナンバー苦情あっせん相談窓口の総受付件数は、記載のとおり6,180件、苦情件数は2,697件、質問件数は2,911件、その他の件数は572件でした。相談件数に占める苦情件数の割合をいう「苦情比率」は、前期に比べやや増加いたしました。

４ページ目からは、個人情報保護法相談ダイヤルの民間部門、個人情報保護法の民間規律に関する相談の受付状況になります。令和８年度第１四半期における各件数は記載のとおりであり、苦情件数、質問件数ともに前期に比べて増加しております。

５ページ目には、民間部門における苦情の類型別の件数を記載しております。「利用目的」、「第三者提供」、「開示等」に関するものが数多く寄せられました。苦情の類型別の件数の推移については、「利用目的」及び「第三者提供」に関するものが多いという傾向に変化はなかったところですが、いずれの類型でも前期と比べて増加しており、「第三者提供」及び「不適正利用の禁止」については、前期比で100件以上増加しております。

７ページ目及び８ページ目には、苦情の類型別に事業者に対して周知することが相当な特筆すべき苦情内容と助言等内容を記載しております。

８ページ目を御覧ください。令和８年度第１四半期における個人情報保護法相談ダイヤルの苦情あっせんの申出はございませんでした。

９ページ目には、質問の類型別の件数を記載しております。前期に引き続き、「漏えい等の報告等」、「第三者提供」、「定義」に関するものが多く寄せられました。

10ページ目及び11ページ目には、事業者に対して周知することが相当な特筆すべき質問内容と回答等内容を記載しております。

12ページ目からは、個人情報保護法相談ダイヤルの公的部門、個人情報保護法の公的規律に関する相談の受付状況になります。令和８年度第１四半期における各件数は記載のとおりです。

13ページ目には、公的部門における苦情の類型別の件数を記載しております。前期に引き続き、「利用及び提供の制限」、「開示等」に関するものが多く寄せられました。

苦情の類型別の件数の推移については、「利用及び提供の制限」に関するものが最も多く、次いで「開示等」に関するものが多いという傾向に変化はありませんでした。

15ページ目には、苦情の類型別に行政機関等に対して周知することが相当な特筆すべき苦情内容と助言等内容を記載しております。

16ページ目には、質問の類型別の件数を記載しております。「漏えい等の報告等」、「開示等」に関する質問が多く寄せられました。

17ページ目には、行政機関等に対して周知することが相当な特筆すべき質問内容と回答等内容を記載しております。

18ページ目からは、マイナンバー苦情あっせん相談窓口の受付状況になります。令和８年度第１四半期における各件数は記載のとおりです。

19ページ目には、苦情の類型別の件数を記載しております。前期に引き続き、「収集等の制限」に関するものが多く寄せられました。

苦情の類型別の件数の推移については、「収集等の制限」及び「提供の要求等」に関するものが継続的に寄せられており、令和７年度第２四半期以降、増加傾向にあります。

21ページ目及び22ページ目には、苦情の類型別の事業者に対して周知することが相当な特筆すべき苦情内容と助言等内容を記載しております。

22ページ目を御覧ください。令和８年度第１四半期におけるマイナンバー苦情あっせん相談窓口での苦情あっせんの申出はございませんでした。

23ページ目には、質問の類型別の件数を記載しております。前期に引き続き、「安全管理措置」に関する質問が多く寄せられました。

24ページ目及び25ページ目には、事業者に対して周知することが相当な特筆すべき質問内容と回答等内容を記載しております。

26ページ目から28ページ目にかけて、個人情報保護法相談ダイヤルの民間部門に寄せられた相談内容のキーワードに着目した分析を実施しております。今回は、マンション管理組合やマンション管理会社における個人データの取扱いに関する問合せが多く寄せられていることを踏まえ、「マンション」、また、個人情報取扱事業者がその従業者に個人データを取り扱わせるに当たり、当該事業者に求められる対応等に関する問合せが多く寄せられていることを踏まえ、「従業員」というキーワードを含む相談について分析して記載しております。

26ページ目から28ページ目までですが、「マンション」に関する相談については138件寄せられ、「マンション」というキーワードに加えて「管理組合」、「管理会社」や「理事」というキーワードを含む相談が多く寄せられました。内容別で見ると、それぞれの表に記載しているとおり、第三者提供への該当性を問うものが多い傾向にあり、その他要配慮個人情報の取得や委託先の管理に関する相談が多く寄せられました。

28ページ目ですが、「従業員」に関する相談については268件寄せられ、「従業員」というキーワードに加えて「委託」、「退職」や「メール」というキーワードを含む相談が多く寄せられました。内容別で見ると、それぞれの表に記載しているとおり、漏えい等の報告等の主体やその必要性を問うものが多い傾向にあり、その他利用範囲等に関する相談などが寄せられました。

最後に、当委員会では「ＰＰＣ質問チャット」を設けて、個人情報保護法に関する基本的な「質問」に応じているところです。「ＰＰＣ質問チャット」の利用件数につきましては、11ページ目に記載しております。今期の利用件数は前期に比べて372件増加し、2,970件となっております。

本件につきまして、本日の委員会で御決定いただければ、委員会ホームページに掲載することとしたいと考えております。

説明は以上になります。

○手塚委員長　ありがとうございました。ただいまの説明について、御質問、御意見をお願いいたします。

よろしいですか。

特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

事務局においては、所要の手続を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りします。

本議題の資料、議事録及び議事概要については、公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

本日の議題は以上です。

それでは、本日の会議は閉会といたします。ありがとうございました。